

| | |
|------------------|---|
| Title | タフ・ヴェイル判決とイギリス鉄道労働運動 |
| Sub Title | The Taff Vale case and railway trade unionism in Britain |
| Author | 松村, 高夫 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1986 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.79, No.5 (1986. 12) ,p.487(37)- 507(57) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19861201-0037 |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19861201-0037 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

タフ・ヴェイル判決とイギリス鉄道労働運動

松村 高夫

目 次

- I タフ・ヴェイル判決をめぐる対立的把握
- II タフ・ヴェイルにおけるストライキ発生の社会的・経済的背景
- III ストライキ発生までの経過
 - 1 労働組合本部と支部の対立
 - 2 一信号手の配置転換をめぐる闘争
 - 3 調停の進行と失敗
- IV ストライキ発生後の経過

I タフ・ヴェイル判決をめぐる対立的把握

タフ・ヴェイル判決とは、1901年7月にイギリス上院が、南ウェールズのタフ・ヴェイル鉄道会社 Taff Vale Railway Company (以下、T.V.R. と略) で生じたストライキに関して会社側の損害賠償請求を認めた裁定のことである。この判決は、1871年と1875年制定の労働組合法を否定し、労働組合の基金から損害賠償の支払いをさせるので、ストライキ権を労働組合から事実上剝奪するものであり、イギリスの全ての労働組合運動を危機におとしいれた。ストライキは前年の1900年8月、T.V.R. で一信号手の配置転換をめぐる発火し、労働者の賃金引き上げ、労働条件改善の要求も加わって11日間続き、最終的には調停により終結した。だが、事態がこれで終わらなかったのは、T.V.R. の経営者 A. ビーズリー (Amon Beasley) が二つの訴訟を起し、「合同 鉄道従業員組合」 Amalgamated Society of Railway Servants (以下、A.S.R.S. と略) を抑えこもうとしたからである。第一は、R. ベル (Richard Bell) と J. ホームズ (James Holmes) の2人の運動指導者を、ピクエティングを指導しスト破りの就業を阻止し会社側に損害を与えたとしてストライキ中に訴えたものであり、第二は、A.S.R.S. 自体をストライキによる損害賠償の支払責任があると訴えたものである。そして、このいずれもが認められた。一度、控訴院は原判決を覆えすが、1901年7月に上院は、「労働組合の基金はその組合役員により蒙った損害賠償に対して責任を負う」と裁定し、1903年2月に組合は£23,000を会社側に支払わねばならなくなったのである。1906年に「労働争議法」 Trade Disputes Act が新たに制定され、平和的ピクエティングは合法とされ、組合一般基金とス

トライキ基金から共済基金を分離することにより共済基金を損害賠償請求に対して免責するまで、タフ・ヴェイル判決は最も著名な弾圧判決でありつづけた。

しかしながら、タフ・ヴェイル判決のイギリス労働組合史上の意義や判決の与えた影響について、このような見解とは正反対の主張が比較的最近なされるようになり、同判決をめぐって二つの見解が対立しているというのが学界の現況である。それは、ウェッブやコールに端を発する伝統的把握と1960年頃から顕著になってきたクレッグ、マッソンなどの新労働史的把握との間の相違である。これを労働史における断続說的把握と連続說的把握の相違とみることもできよう。⁽¹⁾

タフ・ヴェイル判決がなされるに至った労働史上の背景の分析において、まず両者の見解は対立する。伝統的把握によれば、ガス労働者、マッチ女工、ドック労働者によるストライキの労働者側の勝利とその闘争過程における不熟練工組合（いわゆる「新組合」）の結成をみた1889年から、タフ・ヴェイル判決の1901年に至る10年余は、資本の側から激しい労働組合攻撃、とりわけ新組合に対する攻撃がなされた時期として位置づけられた。とくに、W. コリスンのスト破りの全国的供給組織「全国自由労働連合」National Free Labour Associationの創設（1893年）は、資本の側からの攻撃の象徴として語られることが多かった。さらに、1890年代中期から1901年にかけての一連の反労働組合的判決や争議への軍隊や警察の介入は、司法機構を利用しながらの国家権力と一体になった資本による組合攻撃とみなされた。じじつ、1889年のドック労働者のストライキのときにみられた親労働組合的世論は、新聞紙上を飾った反組合的論調や組織的、計画的になされたスト破りの導入によりしだいに後退し、新組合成立後間もない90年代初めから下降線を辿った。タフ・ヴェイル判決を資本によるこうした組合攻撃の「最後の突破作戦」‘final breakthrough’⁽²⁾とみなしたJ. サヴィルの論稿は、伝統的把握の代表的なものである。

これに対し、クレッグは、1889年の新組合成立をイギリス労働史上の転換点とする伝統的把握を否定する。伝統的には新組合は、1) 熟練工だけでなく全ての不熟練、低賃金労働者にも門戸が開かれていること、2) 階級意識を有し、戦闘的であること、3) 社会主義を受容したこと、4) 安い組合費と、それ故に共済機能をもたなかったこと、5) 全国的中央集権的でなく、地方支部が中心になったことと特徴づけられていたが、クレッグはこれらの特徴を有しない多数の新組合があることを事例によって示した。さらに、新組合の組合員数は全組合員数の10分の1に過ぎず、量的にも熟練工組合がいぜんとして圧倒的だったことも示して、1889年前後に労働史上の転換点はなかったとする連続説を主張するのである。そして、1889年までにすでに労働組合を認知する雇用者は、

注(1) イギリスにおける伝統的労働史と新労働史の対立的把握については、松村高夫「イギリス労働史の諸問題」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』、1984年、同「イギリスにおける社会史研究とマルクス主義史学」『歴史学研究』532号、1984年9月号を参照されたい。

(2) John Saville, 'Trade Unions and Free Labour: the Background to the Taff Vale Decision', in A. Briggs and J. Saville eds., *Essays in Labour History*, vol. I, 1960.

殆んど全ての手工業、綿工業、鉄鋼と、いくつかの炭鉱で広範囲にみられ、その後90年代にも、反組合的雇用者も少数いたけれども、多くの雇用者は組合との団体交渉を拡大していったのであり、それ故、タフ・ヴェイル判決を「最後の突破作戦」とはみなしえないと断言する⁽³⁾。

このような対立的把握は、タフ・ヴェイル判決が与えた影響に関してもみられる。第一は、判決がストライキを抑制するという影響を与えたか否かという点をめぐってである。伝統的把握は、同判決によりストライキをすれば損害賠償を支払わねばならないことになったので、組合基金の減少をおそれて、ストライキの実行が困難になったとする。ウェブは、判決の直接的結果はすべての組合の執行部を「極度にマヒさせ」、活動を「極めて損なわせた」ことであるとし、「とくに、鉄道労働者たちが求めていた全般的改善は遅滞した。資本家たちは、労働者たちの守備を破壊するためにその機会を使うのに失敗しはしなかった。労働組合はその刺激を失った⁽⁴⁾」と書いている。コールとポストゲイトも、同判決は「労働組合の行動をひどくマヒさせたので、高利潤が創出されたにもかかわらず、労働者階級は高賃金のためのストライキをするには無力であった⁽⁵⁾」と指摘し、実質賃金の下落はタフ・ヴェイル判決に起因するとした。フェルプス・ブラウンも同様の見解を述べ、同判決の労働組合に対する影響は「圧倒的」‘overwhelming’であり、判決後はストライキも「極めて少ない⁽⁶⁾」と指摘する。たしかに争議件数をみると、1899年710件、1900年633件、1901年631件であったのが、1902年には432件に減少し、さらに1903年380件、1904年346件、1905年349件と低水準を維持し、その後1906年479件、1907年585件と再び上昇するので、タフ・ヴェイル判決のストライキ減少効果は顕著であったようにみえる。

これに対し、クレッグはタフ・ヴェイル判決の影響力は、全くなかったわけではないが、従来考えられてきた程大きくはないとする。クレッグは、判決が影響を及ぼした期間を可能な限り短くみようとする。上院では1901年7月まで決定しなかったし、1905年12月から翌年3月（1月に総選挙が実施され自由党政権確立）には判決が無効になることは明らかになっていたとし、それ故ストライキ統計も1902年—05年の件数が判決の影響を受けたものとみなすべきだというのである。この主張の帰結は明白である。すなわち、「産業平和」は1899年から1907年まで9年間続いているのであって、1902年—05年の4年間だけがストライキが少なかったのではない。それ故、その4年間も判決以外の他の要因が作用していたと考えるべきである、という帰結である。クレッグは、その要因は1902年—05年の不況であり、不況こそが労働者を防衛的にし、それがストライキ件数の減少として表わされているとする。ちなみに、失業率は1900年の2.5%が1902年の4.0%、1903年の4.7%と上

注(3) H. A. Clegg et. al., *A History of British Trade Unions since 1889*, vol. I: 1889-1910, 1964, pp. 87-96.

(4) S. & B. Webb, *A History of Trade Unionism*, 1920 ed., p. 603.

(5) G. D. H. Cole and R. Postgate, *The Common People 1746-1946*, 1949, p. 458.

(6) E. H. Phelps Brown, *The Growth of British Industrial Relations*, 1959, pp. 194-5. Do., *The Origins of Trade Union Power*, 1983, chap. 2 も参照されたい。

(7) Clegg et. al., *op. cit.*, pp. 194-5.

昇し、1904年には6.0%になっている。1905年には5.0%に回復するが、この1902年—05年の争議件数の減少よりも労働損失日数の方が一層減少していることから、この期間の不況の到来が争議期間の短縮、規模の縮小をもたらしたとする。⁽⁸⁾ こうしてタフ・ヴェイル判決の影響が否定ないし過小評価される。

判決が労働者側に与えた影響についての対立点の第二は、労働組合も含めて労働者階級は団結の方向に向かったのか否か、という点をめぐってである。伝統的把握は、判決が労働組合員に組合の存立自体をおびやかすものとして認識され、判決を無効にするには政治闘争が必要とされ、1900年に創立されたばかりの「労働代表委員会」(Labour Representation Committee=労働党の前身)が急速かつ広範囲に組合のなかに支持をみいだすようになったとする。コールによれば、「この驚くべき決定に対して産業的行動によって対抗する手段はありえず、政治的行動が唯一の手段である」ことが認識され、「労働代表委員会」が「突然重要になった。」これは「労働代表委員会」傘下組合員の増加をもたらす。1900年—01年には37万6千名、1901年—02年には46万9千名だった組合員数は、「1902年には、しかしながら、主としてタフ・ヴェイル判決のおかげで、その潮流は変わりはじめ⁽⁹⁾た。」1902年—03年にはほぼ倍増し、86万1千名になった。

これとは対称的に、クレッグやローヴェルは、判決が組合に団結よりも分裂をもたらしたことを強調する。クレッグによれば、従来の地方レベルでの労働条件の交渉を行ってきたクラフト・ユニオンに対し、技術革新に伴いクラフト・コントロールを忌避するようになった雇用者が、自ら横断的に連合し雇用者団体を結成するにつれて、それに対決する全国的交渉を行なう労働組合の全国指導者の役割が増大した。即ち、地方的争議よりも中央での交渉が重要となり、地方の自律性と中央の抑制性との対立が顕著になってくる。判決を労働組合の責任性から積極的に評価する組合も出現し、A. S. R. S. の中央書記 R. ベルも組合の責任性を主張し、判決の後、B. ティレット(ドック労働組合の指導者)とともに1903年の T. U. C. 大会で労働組合の責任性を主張した。T. U. C. 議会委員会の組合責任性を盛りこんだ法案は、1903年に議会に提出され、結局は通過しなかったけれども、この法案の審議はイギリス労使関係史上決定的な転換点となったという。その法案をティレットもベルもともに、法的拘束力をもった強制仲裁へ向かう第一歩と捉えていたのである。⁽¹⁰⁾ 雇用者に認知されていない労働組合のばあいには法的拘束力を求める傾向が強く、逆に認知されている組合は拘束力を外部に求めようとしない傾向があることは、すでに H. ペリングによって示されたところである。⁽¹¹⁾ しかし、ベルのような組合責任性の主張が、組合のランク・アンド・ファイルの戦闘

注(8) *Ibid.*

(9) Cole and Postgate, *op. cit.*, p. 456.

(10) Clegg et. al., *op. cit.*, p. 319; F. Bealey and H. Pelling, *Labour and Politics, 1900-1906*, 1958, p. 81. John Lovell, *British Trade Unions, 1875-1933*, 1977, pp. 34-35.

(11) H. Pelling, *Popular Politics and Society in Late Victorian Britain*, 1968, p. 79.

タフ・ヴェイル判決とイギリス鉄道労働運動

性を抑えるために組織規律を主張している側面を見逃してはならないだろう。いずれにせよ、タフ・ヴェイル判決が労働組合責任性の問題を提起し、多くの組合はそれを否定し、タフ・ヴェイル判決以前に戻すことを要求したのであった。

以上のごとく、タフ・ヴェイル判決をめぐるイギリス労働史学界の見解は二分されている。本稿は、まず、タフ・ヴェイル判決そのものを分析し、このような論点にも可能な限り接近し、解明しようとするものである。

判決については、以上随所で触れてきた労働組合史の通史的著作の他に、鉄道労働組合運動史の古典的著作で G. W. オールコックが、また、比較的最近では Ph. S. バグウェルが記述している。⁽¹²⁾ また、P. S. グプタや G. アルダーマンの論稿もあるが、⁽¹³⁾ タフ・ヴェイル判決そのものを分析した論稿は未だない。そこで、この課題を解明するには、ウォーリック大学モダン・レコード・センターが一括して所蔵するタフ・ヴェイル判決関係資料(MSS. 127/AS/TV)⁽¹⁴⁾を利用しなければならない。そして、まず始めるべきことは、ストライキの原因・経過を辿ることであろう。

注 (12) G. W. Alcock, *Fifty Years of Railway Trade Unionism*, 1922, chap. 18; Philip S. Bagwell, *The Railwaymen, the History of the National Union of Railwaymen*, 1963, pp. 208-26. わが国では、佐野稔『イギリス産業別組合成立史—鉄道労働組合を中心として』、ミネルヴァ書房、1971年。が詳しい。

(13) P. S. Gupta, 'History of the Amalgamated Society of Railway Servants, 1871-1913' (Oxford D. Phil., 1960); Do., 'Railway Trade Unionism in Britain, c. 1880-1900', *Econ. Hist. Rev.*, 2nd ser., vol. 19, 1966; G. Alderman, 'The Railway Companies and the Growth of Trade Unionism in the late Nineteenth and early Twentieth Centuries', *Historical Journal*, vol. 14, 1971.

(14) ウォーリック大学モダン・レコード・センター所蔵のタフ・ヴェイル判決関係資料は計17ボックスで、次のような内容である。なお、この資料については、*The Taff Vale Case: A Guide to the ASRS Records*, compiled by Christine Woodland, edited by Richard Storey, University of Warwick Library, Occasional Publications No. 3, 1978, 28 pp. という史料案内小冊子が出版されている。

A) 議事録 (MSS. 127/AS/TV/1/1/1—TV/1/6/1)

ASRS ストライキ委員会や中央執行委員会の議事録等。

- 1) "Men's Committee Minute Book", 23 August 1900-10 March 1901.
- 2) Executive Committee inquiry into activities of James Holmes before the strike was declared official. Transcript of shorthand notes, September 1900.
- 3) Minutes of Executive Committee sub-committee to receive reputations from Taff Vale, Barry, Cardiff and Rhymney railways, 28 April 1901.
- 4) Minutes of meeting between ASRS Executive Committee sub-committee and Miners' Council Committee, 25 May 1901.
- 5) Executive Committee inquiry into allegations by A. March, 16 June 1901.
- 6) Annual general meeting, 6-10 October 1902. Printed agenda.

B) 財政記録 (MSS. 127/AS/TV/2/1/1—20)

タフ・ヴェイル社のストライキ中の組合財政帳簿、請求書、領収書等、ASRS 南ウェールズ支部毎の記録。「スト破り」を送り返した支出も記録されている。

- 1) Taff Vale strike account, summary.
- 2) Accounts, pay sheets, and vouchers for strike pay, picketing pay, and incidentals paid in Aberdare.
- 3) 以下、同様のものが Abercynon, Llantrisant, Ferndale, Pontypridd, Merthyr, Walnut Tree, Treherbert, Mountain Ash, Tonypany, Radyr, Penarth, Cardiff No. 1 branch, の支部毎にある。
- 4) Accounts, receipts, and vouchers for incidental expenses paid at Cardiff, including subsistence

II タフ・ヴェイルにおけるストライキ発生の社会的・経済的背景

タフ・ヴェイルのストライキが1900年8月に生じた社会的・経済的背景として、次の三点を挙げる事ができよう。

第一は、T. V. R. の経営の推移と対労働組合政策である。T. V. R. は1840年に創立されたが、以来南ウェールズ地方の鉄道輸送を独占してきた。1889年にバリー鉄道会社 Barry Railway と、規模は小さいがリムニー鉄道会社 Rhymney Railway が競争会社として出現するまでは、経営は良好だった。1891年11月 A. ビーズリーが T. V. R. の社長になると、従来の労使協調政策は一転し、労働組合敵視政策が採られた。1890年8月に T. V. R. の会長 J. インスキップ (Inskip) が A. S. R. S.

expenses, costs of transporting blacklegs, and cost of picket at Paddington Station.

等々。

C) ASRS による印刷物 (MSS. 127/AS/TV/4/1—11)

- 1) *Taff Vale Railway strike, August 1900*. Copies of correspondence and terms of settlement, [1900] 6 pp.
- 2) *The picketing case. Successful appeal*. Printed report of proceedings and judgment in Court of Appeal, 12 November 1900, Taff Vale Co. v. ASRS et. al. [1900] 7 pp.
- 3) *Crisis in the Society*, G. O., No. 134, July 1900, printed circular, 1 p.
- 4) *The Lords' decision on the Taff Vale case, Debate in the House of Commons, May 23, 1902*.
- 5) Commons'debate of 14 May 1902, reprinted from the *Railway Review*, 23 May 1902, 20 pp.
- 6) General Secretary's *Statement* on the Taff Vale case and the injunction to the President and Annual General Meeting Representatives, Swansea, October 1902, TS. draft and related papers.
- 7) Richard Bell, *The law and trade unions; A brief review of recent litigation*, 1901, 95 pp.
- 8) ASRS Reception Committee: *Annual General Meeting, Cardiff, 1906, Souvenir*, 63 pp.

D) T. U. C. による印刷物 (MSS. 127/AS/TV/5/1—4)

- 1) Trade Union Congress, Parliamentary Committee, *A report of the picketing case on the Taff Vale Railway* (1900), 18 pp.
- 2) Trade Union Congress, Parliamentary Committee, *Trade Unions and Trades Dispute Bill* (Second Reading, 22 April 1904) 1904, 19 pp.

E) 裁判関係文書 (MSS. 127/AS/TV/7/LE/1—22)

ファウエル判事の判決、控訴関係、上院判決関係、損害賠償請求関係の資料が多数ある。

- 1) Writ brought by TVR claiming injunction to stop ASRS picketing TVR workmen, 23 August 1900; summons to attend court, 24 August 1900; affidavits [copies] of George Beadon, Ammon Beasley, Richard Bell, Isaac Crookes, William Cullen, Edward Garrity, Charles Hawkins, John Harry Matthews, Thomas Richards, Tom Hurry Riches, George Ritson, William Scott, Albert March, Thomas Andrews Walker, Thomas Williams, Walter Thomas Williams.
- 2) MS. transcript of Mr. Justice Farwell's judgment, 5 September 1900 in *Taff Vale Railway Co. v. ASRS*.
- 3) MS. transcript of proceedings in Chancery Division, High Court of Justice, re timetable of appeal by ASRS, 25-6 October 1900.
- 4) Printed transcript of proceedings in House of Lords, 12-16 July 1901, and judgment, 22 July 1901.
- 5) Volume of printed copies of documents, including writ issued on behalf of TVR against ASRS, 23 August 1900,.....terms of settlement, injunction, and judgment, 23 February 1903.
- 6) TS. copy of report to Cardiff Chamber of Commerce by its secretary, W. R. Hawkins, re the Chamber's attempt to mediate, August 1900.

との協調政策を採ったときには、労使関係は平和的であったが、インスキップもビーズリー就任後間もなく会長を辞める。1895年以降、R. C. G. ヴェッスル (Vassall) が会長に就任。かれも鉄道会社にとって労働組合は「非常に有害な団体」⁽¹⁵⁾ ‘a very pernicious body’ であると主張する反組合主義者だった。

会長と社長に組合敵視政策を採る者をおいた背景には、T. V. R. の経営の悪化があった。ビーズリー就任以前の10年間は、株式配当率は年平均 $12\frac{3}{4}\%$ を維持しており、これはイギリス国内の鉄道会社のなかで最高の配当率であった。しかし、競争会社の出現により、1891年には配当率は $2\frac{1}{4}\%$ (旧株式では $5\frac{5}{8}\%$)にまで低下し、株主総会で非難をうけると経営改善に努め、1899年末には $8\frac{1}{8}\%$ (旧株式)まで回復することに成功した。これは極度の賃金抑制政策の結果であり、そのことはT. V. R. の全収入に占める労働費支出が、1891年の59%から99年の57.7%へと低下していることに明瞭に表われている。⁽¹⁶⁾

第二は、通常、T. V. R. の収入の70%は石炭輸送によるものであったが、輸送費(運賃)値上げができなかったなかで、賃金抑制によってしか経営改善の道はなかったという状況である。1899年から1900年の冬にかけて争議が生じたとき、イギリスは南アフリカ戦争の只中にあり、南ウェールズ産石炭の需要が急増していた。その結果、石炭価格は1897年末にトン当り $8s\ 10\frac{1}{2}d$ であったのが、99年末には $18s\ 6d$ と2倍以上になり、さらに1900年夏には $25s - 30s$ というように急騰した。しかしながら、各鉄道会社とも炭鉱から港までの約16マイルをトン当り $8s$ で、即ち1897年のときと同じ運賃で運んでいたのである。運賃を上げられない理由の一つは、リムニー鉄道会社が石炭と鉄鉱会社との間に締結した21年間有効な運賃協定の変更を申し入れたが失敗したことによる。T. V. R. は、当時南ウェールズ産石炭1,800万トン(年間)の4分の3を輸送していたが、それでもなお石炭輸送運賃の値上げは、低い運賃のリムニー会社に輸送業務が移ることを恐れて、できなかったのである。バリー会社も、同様に運賃を据え置かざるをえなかった。こうして、南アフリカ戦争の開始後、戦時好況で炭鉱夫の賃金が上昇し、炭鉱経営者も船主も利潤を増加させたのに対し、鉄道労働

F) 書簡類

ASRS中央書記の1900年—03年にかけてのタフ・ヴェイル争議に関する書簡。宛先は調停・仲裁を求めての商工会議所、タフ・ヴェイル会社経営者、南ウェールズの組合支部、中央執行委員、ホームズ、エウィントン(信号手)、裁判担当の弁護士、T. U. C. 議会委員会、他の労働組合など多岐にわたり、書簡総数は905点。

G) 新聞切り抜き (MSS. 12. 7/AS/TV/10/1—2)

1) Press-cuttings re dispute, 1893—1903, including *Railway Review*, *Western Mail*, *South Wales Daily News*, and *Shipping World*.

筆者に1979年に以上の資料の複写許可を与えられた鉄道労働組合と仲介の労をとって下さった R. ハリソン教授、および R. ストリー氏 (モダン・レコード・センターのアーキヴィスト) に記して謝意を表したい。

注 (15) Bagwell, *op. cit.*, p. 208.

(16) *Ibid.*, p. 209.

(17) *Ibid.*, p. 210.

者だけが賃金を抑えられた。一方、戦争勃発後の生計費の上昇は著しく、週5sずつの上昇をみていたので、1899年から1900年の冬にかけて、再び賃金引き上げ要求が噴出して来るのは、避けられなかったのである。

第三は、この1899年から1900年3月にかけての運動が、1900年8月のストライキの前史になったことである。1899年9月1日、A. S. R. S. の機関誌『レイルウェイ・レビュー』に、1890年協約の全文が掲載され、公開書簡が発表された。この公開書簡を契機に、タフ・ヴェイルの信号手でポンティプリーダ支部の書記 M. ジョーンズ (Moses Jones) の指導のもとに運動が展開され、それは A. S. R. S. の全国書記 R. ベルと中央執行委員会の指導も加わって、翌1900年3月まで続く。公開書簡は、「全ての労働組合の称賛をえた」1890年協定がその後破られ、「運転手と火夫は石炭節約競争を強いられ、信号手の作業量は急増し、労働時間の延長、とくに夜間労働は耐え難くなっている⁽¹⁸⁾」と指摘し、行動に立ち上ることを訴えていた。この書簡は、「過去(1890年)の勝利へのアピール⁽¹⁹⁾」と指し、軽蔑的で辛辣な文章が、組合支部で討議されるさい人々を奮起させる類のもの⁽¹⁹⁾(オールコック)であった。

同年10月1日には、カーディフで、タフ・ヴェイル、バリー、リムニイ、カーディフの四鉄道会社の労働者の集會が開かれる。そこで、賃金引き上げと労働時間短縮の要求が採択され、四会社の全職種の「合同委員会」Joint Committee が設置されて組織的にも強力な態勢がとられた。10月19日にはポンティプリーダで、つづく数日間にはカーディフ、スワンジー、ポートタルポートで、タフ・ヴェイルの全職種の集會が開かれ、10月1日の要求を承認する。こうして、11月16日には四社の経営者に対し、要求書が送付されたが、それは信号手の賃金3sアップ、10時間から8時間への労働時間の短縮、制動手(5年以上勤務)20sから25sへのアップ、車掌(6年以上勤務)26sから33sへのアップを要求するという内容だった。しかし、四社ともその要求には応じられないとの回答をよこした。ベルは、12月18日、すべてのことは A. S. R. S. 中央執行委に委ねられたので、今後の交渉は本部のベルを通して行なうよう T. V. R. に通告するが、会社はベル宛に「雇用に関する組合の干渉は認められない⁽²⁰⁾」と返答した。

1月14日、カーディフで大集會がもたれる。当市のパーク・ホテルに集まったものは1,800名から2,000名⁽²¹⁾。ベルはそこで、「石炭価格は現在急上昇していると述べ、全ての地方鉄道は石炭の運搬者であり、その結果より大きな利潤をもたらしていることをかれらに想起させた⁽²²⁾。」M. ジョーンズは、「1890年に労働者は代表を通して(経営者から)聴く権利を認められていたが、今やその権利は

注 (18) Alcock, *op. cit.*, p. 307.

(19) *Ibid.*, p. 308.

(20) Letter from Bell to T. V. R., December 18, 1899; Letter from T. V. R. to Bell, January 12, 1900. (書簡は A. S. R. S., *The Taff Vale Case and the Injunction*, 1902. に収録されている。以下の書簡も同様)

(21) *South Wales Daily News*, January 15, 1900.

(22) *Ibid.*

奪われている⁽²³⁾」として、会社が7日以内に組合代表と会見しないならば、スト通告をすると演説した。だが、今回も会社側からは無回答だった。そこでスト通告用紙が組合員に配布され、四会社の労働者の91—97%がストライキに賛成投票した。1月28日の大集会でベルはこの高率のストライキ権確立を報告したが、しかし、これは会社側に通告されなかった。集会でもベルはさらに7日ないし10日の再考期間を会社側に与えるよう助言し、集会も仕方なくそれを認めたのである。パリーとリムニーの二会社は、大衆の戦闘性の高揚を知って、2月1日、2日に組合代表と会見し、カーディフ会社も2月の後半になって会見し、その結果、信号手の週4sの賃金引き上げが回答された。T.V.R.のビーズリーは強硬で、2月9日の自社の信号手、制動手、車掌との会見で、車掌と信号手には若干の譲歩をしたものの、週2sの賃上げと8時間労働の要求は完全に拒否した⁽²⁴⁾。タフ・ヴェイルの労働者だけが、要求を拒否されたのである。ここにT.V.R.で大きなストライキが同年8月に生じることになる一因がある。というのは、3月11日の大集会では、四鉄道会社で少なくとも90%のストライキ賛成がえられたならば、3月19日からストライキに入ると決定されたが、すでにT.V.R.以外の三社では多数が賃金引上げを実現していたので、ストライキ賛成投票は72—81%に低下していたからである。3月22日、ベルは投票結果がストライキ賛成90%以下だったので、これ以上の行動はとれないと言明した。「この時点まで、ベル氏の言明は闘争的性格であったが、しかし、投票の結果明らかになった従業員の低い賛成率をみて、かれは手をひいた。」⁽²⁵⁾当然、ストライキ賛成が90%以上を得た1月28日の時点で、なぜ中央執行委員会はスト指令をださなかったのかという疑惑が生じ、ベルに対する不信感も拡がった。一方、地方のオルガナイザーであるホームズの信頼感は拡まった。2月と3月のパリー社とリムニー社における賃金引き上げ成功も、かれの指導によるものとされた。3月以降、3カ月間の鎮静後、再び運動が高揚し、8月のストライキに向かっていく過程で、中央(ロンドン)のベルではなく、地方のホームズが運動を指導していくことになる伏線が、それまでの運動の前史のなかにすでに敷かれていた点は、注目されてよいだろう。

III ストライキ発生までの経過

1. 労働組合本部と支部の対立

1900年3月の四社の組合による統一運動が失敗して鎮静化した運動を再び高揚に導く突破口を開いたのはT.V.R.の信号手たちであった。6月30日、ホームズが署名した次のような回状が、投票用紙とともに信号手に配布された。「……不満の多くは信号手からきているので、A.S.R.S.の

注(23) *Ibid.*

(24) Bagwell, *op. cit.*, p. 211.

(25) *Ibid.*

(26) Alcock, *op. cit.*, p. 308.

代表は各信号手に投票用紙を送り、(1)賃金引き上げ、(2)先任権による昇進、(3)日曜労働に対するヨリよい支払い、(4)労働時間短縮を獲得する運動を開始することに賛成か否かを問うことを決定した。⁽²⁷⁾ そのなかでホームズは、「運動をはじめののに現在よりもヨリ好しい機会が再びくることはないだろう。もし諸君が現在の条件に不満ならば、この用紙に署名し、カーディフ、ウッドヴィル通り、103番地の私宛に7月10日までに返送されたい。運動に賛同する数が満足すべきものであったならば、次の措置をとるために集会が開かれるだろう⁽²⁸⁾」と書いた。このさい同封された投票用紙は、「署名する私はタフ・ヴェイル信号手の労働のヨリよい条件のための運動に賛成であることを表明し、それを成功させるべく、全力を⁽²⁹⁾尽す」という内容のものであり、まだスト権投票用紙ではなかった。

注目すべき点は、ロンドンの A. S. R. S. 中央書記 R. ベルには、その回状のことは事前に何ら連絡されておらず、ベルは新聞を通してそのことを知ったという点である。3月に南ウェールズの運動からベルが手をひいたという状況のなかで、今回の運動の発端は地方の運動指導者ホームズによってなされたようにみえる。回状がだされたこと、しかもホームズの署名入りでなされたことを『サウス・ウェールズ・デイリー・ニューズ』6月29日付で知ったベルは、7月10日付書簡をホームズに送り、「この記事が正しいかどうか分れば幸いである⁽³⁰⁾」と書いた。これに対し、ホームズは7月14日付で、カーディフの南ウェールズ支部より次のように返信する。「『サウス・ウェールズ・デイリー・ニューズ』、および、タフ・ヴェイル信号手のための投票用紙に関する貴氏の書簡について、私はポンティプリーダおよびヘイフォード支部に私の名前を貸しただけであって、私はそれについて何も知らない(傍線はイタリック⁽³¹⁾)。こうして事態は複雑かつ不透明になる。ベルはただちに7月16日付でホームズ宛に、「この種の文書に貴氏の名前を貸したことにより、もし不満な性質の何かが生じて、貴氏は執行委員会の不承認に出会うことは確実であると私は考える⁽³²⁾」と警告した。ここから明白に読みとれることは、A. S. R. S. の本部はこの争議に関わりたくないということ、ましてや指導はしたくないということである。

ここで、R. ベルという中央書記についてみてみよう。ベル(1859年—1930年)は、27歳頃グレイト・ウェスタン鉄道会社に雇用されているときにスワンジーで A. S. R. S. の活動的メンバーになり、1892年頃にはスワンジーで常勤のオルグ書記になった。1897年には A. S. R. S. の中央書記になり、ウェールズを離れ、ロンドンのサウスゲイトに移り住んでいる。同年、鉄道労働者の全職種

注 (27) *South Wales Daily News*, June 29, 1900; *Western Mail*, June 29, 1900.

(28) *Ibid.*

(29) *Ibid.*

(30) Letter from Richard Bell to James Holmes, July 10, 1900.

(31) Letter from James Holmes to Richard Bell, July 14, 1900.

(32) Letter from R. Bell to J. Holmes, July 16, 1900.

の就業条件改善、賃金上昇のみならずとくに長時間労働の短縮の運動にとり組んだ。98年の総選挙では議員となり、「リブ・ラブズ」の立場を貫き、99年には T. U. C. 議会委員会のメンバーであった。⁽³³⁾ 1900年の総選挙ではキア・ハーディーとともに当選した。⁽³⁴⁾ つまり、かれは鉄道労働者のなかから生れた全国的名士であり、政治家でもあった。

一方、ホームズの立場は微妙であった。ホームズは A. S. R. S. のイングランド西部のオルガナイザーであり、前述したように、1900年2月、3月の南ウェールズの鉄道労働者の運動を指導して成功し、組合員の間に支持が強かった。1899年に T. U. C. 内で、「労働代表委員会」の設立を提案したのはホームズだったし、じじつこの委員会が翌年2月設立されるにさいしては、A. S. R. S. も一定の役割を果たした。⁽³⁵⁾ ホームズは地方的名士であったが、南ウェールズの鉄道労働者の運動の突き上げと、ロンドンの本部の運動制御の方針との中間にあって左右に揺れ動いている。ロンドンのベルに対しては戦闘的な顔をみせるが、南ウェールズの各支部レヴェルの運動の高揚に対しては抑止的となるというこの地方運動家の立場は、運動が次の過程に進展するといっそう明瞭になる。つまり、ロンドンの中央本部（ベル）—南ウェールズの地方本部（ホームズ）—南ウェールズの支部という三層の構造が、非戦闘性と戦闘性を両極にして複雑に絡み合いつつ展開するのである。

2. 一信号手の配置転換をめぐる闘争

1900年7月21日に信号手は集会をもった。指導者は、前出のM. ジョーンズである。翌22日付でジョーンズはホームズ宛に、次のような書簡を（一部は私信という形で）送った。「新聞にてお判りのように、信号手は昨日集会をもち、明日経営者側に提出する要求を決定した。それは2週間以内に好ましい解答がえられないならば、(スト) 通告をするという決定である。……事柄は充分に討議されたので今や行動すべき時であり、それ以外の(手段は) 全くないとかれらは考えている。」⁽³⁶⁾ さらに車掌が開く集会への出席をホームズに求め、同行してもよいが、「今週は午後11時から午前9時まで勤務なので疲れているかもしれない」とつけ加えている。この書簡は、のちにホームズがベル宛の書簡の中に同封しているが、ホームズ自らは運動を指導してはいないことの証拠としたかったものと推測される。さらに、7月24日、ジョーンズから T. V. R. 宛に書簡が送られ、(1)労働条件の改善、⁽³⁷⁾ (2)8月5日までの回答が要求された。

つづいて7月29日土曜日の夜、ポンティプリーダで T. V. R. の労働者の集会が開かれ、運動は

注 (33) *Dictionary of Labour Biography*, vol. II. eds. by Joyce M. Bellamy & John Saville, 1974, pp. 34-39.

(34) ベルは、創立後間もない「労働代表委員会」が15名の候補者をたてたうちの一人(ダービー選挙区)であり、「7640票を得、自由党は極めて友好的であったが、別の組織と別の集会をもっていた。」(A. W. Humphrey, *A History of Labour Representation*, 1912, p. 148.)

(35) *Ibid.*, p. 143.

(36) Letter from M. Jones to J. Holmes, July 22, 1900.

(37) Letter from M. Jones to T. V. R., July 24, 1900.

発火する。当日集会に参加する組合員は、通常は利用できた優待乗車券の使用を会社側に禁止されたが、カーディフ、ファンデイル等の地域から集ってきた人々も加えて、会場のエムパイア劇場は数百人の人で埋まった。エウイントンの配転問題が人々の闘争心をかきたてた。

エウイントンは、アバーキノン Abercynon に住む信号士で45歳、T.V.R. に20年間(信号士としては10年間)勤めてきた。かれはアバーキノン支部の書記を10年間やってきたA.S.R.S.の地区の指導者であり、同年2、3月の闘争時には信号手の代表として経営者側のビーズリーと交渉したことがある。4月28日、かれは駅長より他所の信号手詰所トレハーバート Treherbert への配転を通告された⁽³⁸⁾。会社側は、この配転がアバーキノン詰所より週2s高い賃金を取得することになるので、通常の昇進であると主張したが、エウイントンの実質所得が悪化することは明白だった。というのは、アバーキノンでかれは、勤務時間外に2つの組合書記の仕事をもち、週5sを得ていたからであり、配転はそれを失わせるからであった。さらにかれの家庭状況が加わった。かれには17歳以下の子供が10人おり、加えて妻の健康は良好ではなく、そのため親戚の3名が一番下の子供の面倒を交代で看ていた。こうした状況の下で、かれはアバーキノンを離れたくなかった⁽³⁹⁾のである。

配転の通告を受けて間もなく、エウイントンはリ्यूマチになり、7月24日まで職場に復帰できなかった。その間にアバーキノンとトレハーバートの2つの信号詰所とも他の者が就業してしまった。8月11日、かれは同僚2人とT.V.R.の責任者と会見したさい、病気以前と同じ賃金を支払うが、アバデア・ヴァリー Aberdare Valley の17の詰所を病人交代要員として稼働する信号手としてのポストを与えると通告される。その職がアバーキノン詰所より良いとは思わなかったエウイントンは、四社の労働組合の「合同委員会」に相談した結果、配転命令を拒否するよう助言され、T.V.R.の責任者に対し、古いポストの回復を求める書簡を送った⁽⁴⁰⁾。

7月29日の集会では、エウイントンも演壇にたち、自らの不当配転の経過を訴えると、「シェイム！」という喚声は何回か起こり、会場は熱気に包まれていった。エウイントンの話が終ると議長は、「極めて残酷に扱われた人を護ることは、就業している全ての労働者の責務であると宣言し、もし、全ての労働者がエウイントン氏を護らなかったならば、労働者の代表者に対する悪い前兆となろう⁽⁴¹⁾」と述べた。つづいて、ホームズが、「我々は何をなすべきかを決めねばならない。それは知性の問題ではなく、勇気の問題である。もし諸君が勇気をもっているならば一私は諸君が勇気をもっていると常に信じてきたのだが、エウイントン氏が復職しないときは、諸君はストライキをする⁽⁴²⁾だろう」と激しい調子で演説し、7日以内の復職を求めた。そして、それが認められないとき

注 (38) *South Wales Daily News*, July 30, 1900.

(39) Bagwell, *op. cit.*, p. 212.

(40) *Ibid.*, pp. 212-13.

(41) *South Wales Daily News*, July 30, 1900.

(42) *Ibid.*

には、8月6日までにスト通告をすることが「絶対多数で極度の熱狂を伴って」決議された。⁽⁴³⁾

この集会ではエウイントンの配転問題の他に、賃金引き上げと労働時間短縮要求がなされたことは重要である。信号手は週 2s の賃金引き上げ、制動手、転轍手、車掌は、それぞれ1時間当り $\frac{1}{2}d$ の賃金引き上げ要求がなされたのである。

集会の翌日7月30日付で、ホームズはベル宛に『サウス・ウェールズ・デイリー・ニューズ』を同封して、29日の集会が大規模で断固たる決意に満ちていたこと、会社側の措置が火に油を注いだこと、エウイントンに対する会社側の配転はかれが経験した最悪のケースであることを伝えた。⁽⁴⁴⁾ これに対し、ベルは翌31日返信を送り、エウイントンの T.V.R. による措置についての詳細は、かれ自身から直接報告をうけていることを明らかにし、「人々のかような措置に対する抗議は正当であると感じている」と述べている。⁽⁴⁵⁾ ベルがエウイントンの配転を支持する組合員の運動をこの時点で「正当である」と表明していたことは注目されてよい。

ホームズの立場は動揺していた。8月4日付『サウス・ウェールズ・デイリー・ニューズ』に、かれは、「……もし会社が人々に過激な手段を採るよう強制するならば、我々には用意がある。その結果については会社が責任をとらねばならない」と書いたが、一方では、スト通告を8月13日まで延期するよう提案している。⁽⁴⁶⁾ これは、エウイントン配転問題について会社側に一週間の考慮時間を与えることを意味していた。だが、この提案は翌5日の集会で示されたランク・アンド・ファイルの戦闘性によってただちに反古にされる。翌5日の日曜日の集会では、T.V.R. 側から満足すべき回答が寄せられなかったので、翌6日にスト通告を行なうことが決定され、その結果、6日朝、カーディフ以外の地域の信号手、車掌、制動手のスト通告がなされたのである。スト通告者 363 名の内訳は、信号手 201 名（雇用数 220 名のうち）、車掌 83 名（98 名のうち）、制動手 78 名（90 名のうち）である。⁽⁴⁷⁾ カーディフでは、当該職種ほとんどの労働者が署名したが、8月13日までは会社側に通告しなかった。8月6日、ホームズはベル宛に、こう書いた。「新聞宛の私の手紙から、私が8月13日まで（スト）通告を延期するよう助言したことが判るでしょう。しかし、遺憾ながら、かれらは私の助言を受け入れなかった。……この重大な事態を貴氏がいかに見るかは私は知らないが、私自身の意見は、(A.S.R.S. の) 中央執行委員会にとって極めて重大だということであり、貴氏は判断しなければならない。信号手 エウイントン が復職しないならば、ストライキ以外にはないのであ
⁽⁴⁸⁾ る。」これはホームズの A.S.R.S. 本部に対する顔である。これに対し、ベルは、8月8日付で、

注 (43) *Ibid.*

(44) Letter from J. Holmes to R. Bell, July 30, 1900.

(45) Letter from R. Bell to J. Holmes, July 31, 1900.

(46) *South Wales Daily News*, August 4, 1900.

(47) Letter from J. Holmes to R. Bell, August 6, 1900.

(48) *Ibid.*

「かれらは皆組合規則、中央執行委員会の決定、および、全ての理のある助言を無視して、全てかれら自身の責任で事を運んでいるように見える」と書き、南ウェールズの労働者がホームズの指導の下で本部の承認を受けずにストに入ろうとしていることを批判している。「アバデア支部だけが組合(本部)の支持を求めて私(ベル)のところに書いてきた唯一の支部である」⁽⁵⁰⁾とも書いている。8月11日付のベルからホームズ宛の書簡でも、再度、「中央執行委員会は、直接行動にでるのをい⁽⁵¹⁾げんとして遺憾に思う」と書いている。ベルは1898年に2つの地方争議がストライキ基金の減少をもたらしたので組合規制を改定し、ストライキに入る以前に全員投票にかけねばならないとしていた。ベルは、本部の承認なしにタフ・ヴェイルの労働者がストライキに入れば、A. S. R. S. としては財政援助をしないと考えていた。

ホームズのもう一つの顔は地域の組合員に対してであった。8月14日、『サウス・ウェールズ・デイリー・ニュース』の記者との会見で、組合の中央委員会の承認と援助を受けていないことについてきかれると、ホームズは、「その点については何の恐れもない」と答え、「次の日曜日、代表が中央執行委員会で事態を完全に説明すれば、中央執行委員会は運動を支持すると確信する」⁽⁵²⁾と述べている。では、A. S. R. S. 本部の財政的援助が得られないばあいにはどうするのか。この点についても、ホームズは、6カ月間ストライキを続行しても財政的には困窮しないと豪語している。それは、A. S. R. S. の全国600支部に訴え、組合員100名につき1ポンドずつの寄金を得る方法で、数日以内にまず£2,000を集めるという計画だった。もちろん本部からストライキ援助金を受ける働きかけもしていた。8月12日のカーディフでの全職種集會では、本部の財政援助を受けるべくロンドンの中央執行委員会に2名の代表を派遣することを決め、ジョージ・ビードンとアルバート・マーチの2名を任命した。

13日には、カーディフの組合員もスト通告を行ない、通告者は合計726名になり、15日には797名⁽⁵³⁾に増加した。これは当該職種の被雇用者の合計のほぼ90%に相当していた。

3. 調停の進行と失敗

スト通告がなされるのに伴い、調停工作も進行した。商工会議所 Board of Trade の会長であり、議員でもある C. T. リッチー (Ritchie) が、まず調停にのりだした。13日付で、ベルはリッチーから「非公式に」‘unofficially’ 15日2時20分より、会議所で会見したい旨の書簡を受けとり、ただちに13日付で承諾する旨返信した。⁽⁵⁴⁾ 当日のベルは、「争議の原因と経過を完全に述べて席

注 (49) Letter from R. Bell to J. Holmes, August 8, 1900.

(50) *Ibid.*

(51) Letter from R. Bell to J. Holmes, August 11, 1900.

(52) *South Wales Daily News*, August 14, 1900.

(53) A. S. R. S., *The Taff Vale Case and the Injunction*, *op. cit.*, p. 30.

(54) Letter from R. Bell to C. T. Ritchie, August 13, 1900.

をはずす」と、リッチーは T. V. R. の会長と経営者と会見した。リッチーはその会見結果をベルに報告しているが、その報告から調停案は会社がエウイントンにかれの居住地から不便でない信号手詰所を提供する、という内容であったことが判る。リッチーは、この調停案がストライキを中止させるものと確信していた。⁽⁵⁵⁾ベルは 16 日付でリッチー宛に、この提案内容を次の日曜日に開かれる A. S. R. S. 中央執行委員会で提案するとまで回答している。⁽⁵⁶⁾

16日、ベルは商工会議所書記ホップウッド (Hopwood) から、本日 4 時に会見したい旨の電報を受け、ただちに会見した。⁽⁵⁷⁾ベルはその会見で、明朝金曜日に南ウェールズに行き、エウイントンに会い会社側の提案を受諾するよう説得することを約束した。そして、もしエウイントンがそれを受諾したならば、ただちにリッチーに連絡し、かれから T. V. R. 会長ヴァスルにその旨伝え、スト解除後の全員の職場復帰を認めさせ、それが約束されたら、さらにベルにその旨伝える、という受諾のさいの段取りまで整えた。⁽⁵⁸⁾いわば、A. S. R. S. 本部と商工会議所が、一体となってスト回避の調停にのりだしたのである。ベルは、17日金曜日、パディントン駅を10時45分に出るとカーディフに向かった。ホームズ、エウイントン、ジョーンズに会うことになっていた。ベルはカーディフに着くと組合闘争本部がおかれているコルボン・ホテルに向かい、そこでホームズ、エウイントンと会見した。ホームズが会うなり言ったことは、「私 (ベル) がかれらの妨害するためにやってきたのではないと望むといて、運動は彼ら自身によって遂行されてきたこと、および、交渉はかれ (ホームズ) によってなされてきたこと、そして、組合からは全く独立していることを述べた。」⁽⁵⁹⁾8月15日付の回状を示されたベルは、それには A. S. R. S. という組合の名前はなく、集会は「かれの個人的能力」でなされた、とベルは主張する。その回状は、タフ・ヴェイルでは「他の鉄道にはみられない最悪の専制形態」に対して 800 名以上の人々がスト通告をしていると指摘し、この 9 カ月間に生活費は週 5s ずつ上昇しているのに賃金は不変であると訴えている。⁽⁶⁰⁾

ベルはエウイントンを部屋の隅に連れていき、説得する。リッチーを仲介しての会社側の提案を受けられるかどうかと問うと、エウイントンは、「かれの身は完全に 仲間の労働者の手中にあり、それを受けることはできない。さもなくば、かれは臆病者と思われるだろう」と答えた。⁽⁶¹⁾そこで、ベルはリッチーに電報を打つ。「エウイントンは提案されたポジションの受けいれを辞退し、人々の代表も確固たる決意をしている。貴氏の次の教示を私に与えられたし。事態は日曜にはじめて私

注 (55) Letter from G. Roper (Board of Trade) to R. Bell, August 15, 1900.

(56) Letter from R. Bell to C. T. Ritchie, August 16, 1900.

(57) Telegram from Hopwood to R. Bell, August 16, 1900.

(58) A. S. R. S., *The Taff Vale Case and the Injunction*, *op. cit.*, p. 34.

(59) *Ibid.*, p. 36.

(60) *Circular*, August 15, 1900, in *ibid.*, p. 37.

(61) *Ibid.*, p. 38.

の執行委員会に持ち込まれる。貴氏の教示もその委員会に出したい」と。⁽⁶²⁾リッチーはその返信で「これ以上の教示はない。人々が提案を拒否するのは完全な誤りである。経営側にはエウイントン⁽⁶³⁾をスケープ・ゴートにする考えなどない……」と打電した。この時以降、ベルとリッチーの間で何とかしてストを回避しようと、電報が頻繁に往復することになる。

ベルはこの返信を得る前に、リッチー宛に T.V.R. 会長ヴァスルに会うべきか否か問うている。リッチーのそうしたらよいと返信を受けて、ヴァスルに会見を申し入れるが、かれの回答は、⁽⁶⁴⁾「人々の就業条件について討議すべく貴氏に会うことは残念ながらできません」という冷たい拒否だった。ベルは何らの成果もなく、ロンドンに戻らねばならなかった。18日、リッチーは再びベルに電報を打つ。「中央執行委員会がストライキを阻止すべく努力されんことを希望する」と。⁽⁶⁵⁾同日、ロンドンに戻ったベルは、ホームズから「経営者は私を拒否した。代表は討議を拒否し、一丸となつてでてきた。ストライキは不可避 (strike inevitable)⁽⁶⁶⁾」との電報を受けとる。もともと18日に8人の組合代表者が経営側と会見することになっていたが、前日、組合闘争本部(コルボーン・ホテル)の会議で、ホームズと J. テイラーという T.V.R. に雇用されていない指導者も代表団に同行することを決めていた。18日当日の交渉のさい、会社側は雇用されていない者が加わる交渉には応じられないと主張し、交渉は決裂したのである。ビーズリーがホームズとの会見を拒否したことを憂慮する記事は、リベラル派の『サウス・ウェールズ・デイリー・ニュース』にも、保守派の『ウェスタン・メール』にも、掲載されている。

こうして、19日の A.S.R.S. 本部執行委員会にはじめてこの争議が持ちこまれた。スト決行を翌日に控えてのことであった。その年の3月22日以降、中央執行委員会は南ウェールズの運動には関らずにきたが、この時から否応なしにタフ・ヴェイル争議に巻き込まれることになる。

この中央執行委員会は6時間の大討議になった。カーディフ(第1号)支部からビードンとマーチの2名が予定通り出席し、南ウェールズでの争議の原因と経過を報告した。その目的は、もちろん A.S.R.S. 本部のストライキ支持をとりつけ、本部からストライキへの財政的援助をひきだすことにあった。この委員会が開催されているあいだ、ホームズはポンティプリーダで集会を開き、本部に圧力をかける。本部執行委員会の原案は、ストライキに対する財政的援助を拒否するというものだった。即ち、「本委員会は、T.V.R. の懸案の争議を充分考慮し、また、労働条件改善という労働者の要求の正当性を充分認めつつも、別々の日に、しかも本委員会の同意なしに(スト)通告をしてしまった誤った方法を遺憾とする」として、その行動が組合同規約に違反しているが故に、

注 (62) Telegram from R. Bell to C. T. Ritchie, July 17, 1900.

(63) Telegram from C. T. Ritchie to R. Bell, July 17, 1900.

(64) Telegram from Vassall to R. Bell, July 17, 1900.

(65) Telegram from C. T. Ritchie to R. Bell, July 18, 1900.

(66) Telegram from J. Holmes to R. Bell, July 18. 1900.

「我々はこれらの行動の責任を負わず、要求された財政的援助を拒否する」としたのである。⁽⁶⁷⁾これに対し、南ウェールズからの代表2名の証言をきいたのち、修正案がだされた。それは、A. S. R. S. が財政的援助を南ウェールズ支部に対して行なうという内容であったが、採決の結果7対5という僅少差で修正案が通った。ベルはこの決定について、「執行委員会の全ての規約と従来の決定は冒瀆され、全ての権威が無視された⁽⁶⁸⁾」と怒ったが、執行委員会はベルの名前で、次のような電報をポンティプリーダで開催中の集会に打たねばならなかった。「(1)執行委員会の同意なしに行動したことは遺憾である。(2)信号手エウイントンの排除により経営者は専制的に行動し、従業員を現在の行動に駆りたてた。(3)争議が終結するようあらゆる努力をする。(4)財政的に援助する。」⁽⁶⁹⁾この決定は、A. S. R. S. 本部が南ウェールズの闘争を支持し、財政援助を与えることを意味したので、極めて重要である。ベルは財政的援助に反対であったが、下部からの突き上げにより、否応なしにストライキを全国的に支援せざるをえなくなったのである。

ポンティプリーダのクリアランス劇場で1時30分より開かれていた集会は、1,300人が集まるという大規模なものになっていた。集会では、8月19日深夜、全従業員がストライキに入ること、20日朝には郵便列車を運行させる従業員もストライキに入ること、会場の殆んど全員の挙手で決定した。この決定がなされた直後に、ロンドンの本部から前述の財政的援助をするとの電報が届いた。本部からの財政的援助なしでも、ストライキに突入する決定をするほど、地方の戦闘性は高まっていたのである。ホームズはその電報を集会で読みあげたのち、「この電報は勇氣百倍をもたらすものだ⁽⁷⁰⁾」と語った。こうして、A. S. R. S. 全体を巻きこんでタフ・ヴェイルのストが生じることになった。

IV ストライキ発生後の経過

8月19日の深夜12時、ストライキに突入した。ストライキ参加人員は1,227名。内564名はスト通告なしに、400名は不十分なスト通告で参加した。以後ストライキは8月31日まで11日間続く。ストライキ闘争本部はカーディフのホルボーン・ホテルにおかれ、17名の委員が毎朝10時に委員会を開いて、会社側との交渉の糸口を探った。ベルだけが新聞社と連絡をとることができるとされ、ストライキ宣言(8月23日)もこの委員会から⁽⁷¹⁾だされる。

ストライキを指導したのは、ベル、ホームズ、J. テイラー、J. ロブソン(ロンドン)、A. ミアーズ(マンチェスター)である。G. サクストン(A. S. R. S. 会長)は、27日からカーディフにきて、ス

注(67) A. S. R. S., *The Taff Vale Case and the Injunction*, op. cit., p. 40.

(68) *Ibid.*, p. 40.

(69) *Ibid.*, p. 40.

(70) *Railway Review*, August 24, 1900.

(71) *Men's Committee Minute Book*, August 23, 1900.

トライキの指導に当たった。ストライキに突入した日の早朝、ロンドンからカーディフに到着したベルは、組合員が「きわめて断固とした決意をもっている」という印象を受けた。ベルは中央書記として、早急にストを取捨すべくカーディフにきたのだが、20日付で会社宛に次のような長文の書簡を送っている。「私の執行委員会は6時間以上にわたる慎重審議の結果、次のような結論に達した。アパーキノンの信号手エウイントンに向けられた措置、病気で短期間欠勤している間にかれのポスト(パーキノン詰所)をハーランド氏によって埋められたことにより、従業員は現在の行動に駆りたてられた。イギリスの他の鉄道では従来考えられなかった処置であり、それ故かれらはエウイントンが雇用契約改善のために行なった最近のアジテーションの犠牲になったと信じているのである。⁽⁷²⁾」そして、今後の組合と会社側との交渉はベルを通じて行なうよう求めている。だが、ベルはストライキが終結するまで、T. V. R. の経営者ビーリーとは会見することすらできなかった。

ストライキが開始されると各地で、就業しようとする労働者や外部から導入されたスト破りと組合員との間で衝突が続出した。⁽⁷³⁾例えば、8月20日、ポンティプリーダでタフ・ヴェイルの運転士チャールズ・ホーキンスは、火夫フォーバーとともにトレハーバートまで運転しようとしたところ、ピケットをはった組合員に列車から下ろされ、ポンティプリーダの組合事務所に連れていかれ、さらにカーディフの闘争本部コルボン・ホテルに連れていかれ、就業しないよう説得された。また、20日夜から21日早朝にかけてキャセイの車庫の扉がピケット員により開けられ、アイザック・クロッカーという会社側の警備員が暴力的に連れ出されたため、操業ができなかった。ホームズ自身もピケットの先頭にたった。21日、かれはピケット員たちとカーディフの車庫前で会社側の労働者が就業しないよう監視し、その結果、ジョン・レイノルズとジョージ・レインという名の運転機関士が就業できなかった。出勤していた警察官が介入したこともあった。たとえば、21日、運転士ウィリアム・クックは列車を運行しようとしたが、8人の組合員が車に乗りこみ、「火を消せ」といったので汽笛を鳴らして救助を求めたところ、多数の警察官が駆けつけ救出した。クックは23日再び列車を運行しようとしたが、こんどは石と卵が投げつけられた。クックは24日まで就業を阻止された。さらに、就業しようとするものの自宅を組合員が包囲し、就業できないようにしたり(20日からストライキの続く間、ウィリアム・エドワードという運転手がベナス・ドックでなされた例や、やはりストライキ期間中ジョン・モルガンという信号手がトレフォレストでなされた例など)、運転しようとする列車のブレーキ・パイプを切り離したりした(20日にポンティプリーダ付近で、ホーキンスが運行しようとした車のブレーキ・パイプを切り離した例など)。

こうして、ストライキの最初の3日間は石炭輸送は完全に停止した。スト最終日の8月31日になっても、通常の4分の1の列車しか運行していなかった。スト参加者は、T. V. R. の全労働者の

注(72) Letter from R. Bell to A. Beasley (T. V. R.), August 20, 1900.

(73) 以下の事例は、A. S. R. S., *The Taff Vale Case and the Injunction*, *op. cit.*, pp. 60-71 より抜粋。

98%という高率を示し、会社側はスト破りを大量に導入する以外には列車を運行できない状況におこまれた。ビーリーは、スト破り募集の広告を多数の新聞にだただけでなく、じっさいに「全国自由労働連合」National Free Labour Association を通して、スト破りを導入しようとした。

「全国自由労働連合」は、1893年に W. コリスンによって創設されたスト破りの全国組織であり、この時までには300程のストライキを妨害していた。T. V. R. も年2ギニーの会費を支払い連合の会員になっていた。2日間のスト破り代として T. V. R. は100ポンドを連合と契約し支払ったが、2日経っても予想したようにはストは終らない。そこで、連合は、グレイト・ウェスタン鉄道会社におけるストライキを想定して集めておいた予備員のなかから197名を T. V. R. に配置した。スト破り導入によって列車の運行を確保しようとするビーリーの方針は、ストライキ収拾を困難にし、各所で労働組合員との間で衝突が起った。今回も全国各地から、遠くはグラスゴウからもスト破りを集めたが、主な募集地はロンドンである。募集とは名ばかりで、かれらは、スト破りとしての目的も聞かされずに集められた。仕事が欲しいかと尋ねられたロンドンの木賃宿に泊っていた者は、ビールを飲まされ、カーディフまで来た。また、他の者は、「カーディフに行くだけだ。数日のうちに戻れる。働く必要はない」といわれてカーディフにきている。「鉄道の経験があるか否かは問題ではない。我々は頭数が欲しいだけだ」といわれて来たものもいる、等々。カーディフへの旅費は連合が支払い、⁽⁷⁴⁾ 飲食物も与えられた。⁽⁷⁵⁾ T. V. R. は「スト破り」導入に£ 177 3s 4dを支出した。⁽⁷⁵⁾

ベルは、このようなスト破りに対し、「スト破り回状」‘Blackleg Circular’を出した。回状は、「運転手、火夫、車掌、制動手、および信号手は全てストライキ中である。諸君はスト破りとして知られるようになりたいのか？ もし諸君がタフ・ヴェイルでの雇用を受け容れるならば、諸君はスト破りとして知られることになる。カーディフに着いたら下記の住所を訪ねよ。そこで情報と援助を受けることができる。⁽⁷⁶⁾ 中央書記リチャード・ベル」という内容である。

8月23日午後2時30分、スト破りがカーディフのグレイト・ウェスタン駅に郵便車で到着することになっていた。R. ベルはその時刻の直前、30名の組合員とともに駅構内に入り2輛のドアを囲み、「スト破りとして知られるようになりたいのか」と問い、「もし帰宅するなら帰路の交通費をだす」というと、多数が会社に行くのを止めて組合事務所に向かった。そこでかれらを慰勞し、駅まで付き添っていきロンドン行の列車に乗せた。同日の夕方、多数のスト破りが同じ駅に着くと、組合員は「スト破り回状」を配布した。翌日も「回状」を列車の窓に貼りつけた。⁽⁷⁷⁾ スト終結後、T. V. R. のビーリーが証言したところによると、400名のスト破りが導入されたが、有効だったの

注 (74) Bagwell, *op. cit.*, p. 217.

(75) T. V. R. による損害賠償請求一覧表より。

(76) “Blackleg Circular”, in A. S. R. S., *The Taff Vale Case and the Injunction*, *op. cit.*, p. 67.

(77) Bagwell, *op. cit.*, p. 218.

は半数に満たない約190名だったので操業は困難となった。⁽⁷⁸⁾組合の説得に応じた197名のうち166名の帰路の全費用は組合が負担した。

8月24日付『タイムズ』に二通の投書が掲載された。一つは、T. V. R. の前会長で労使協調政策をとっていたJ. インスキップからのもので、組合との交渉に応じるべきだと主張している。他の一つは、カーディフの大資本家 W. T. レーウィスからのもので、南ウェールズの鉄道に関し、仲裁委員会の設置を提案したものである。⁽⁷⁹⁾この二つの投書は、T. V. R. には一定の圧力となり、会社側も翌25日によりやくストライキ終結の条件を提示した。商工会議所の書記ホップウッドは争議仲裁のためカーディフにきていたが、T. V. R. から提示された条件の第一は、信号手エウイントンの配転問題の解決は、商工会議所に調停を委任するという内容だった。第二は、ストライキ参加者はただちに可能な限り多数、再雇用することであった。具体的には2カ月以内に全員を再雇用し、年金の権利なども保障するという内容である。第三は、組合からだされている要求については、全職種の代表者と交渉するとされ、第四は、ストライキに参加した組合員に対しては法的措置はとらない、ということであった。しかし、労使間で一致しない困難な点は、スト破りの排除の方法にあった。会社側がストライキ終結後迅速にスト破りを排除することには同意しなかったのに対し、組合側はストライキ終結後2カ月間スト破りが仕事を続けることは、それだけ組合員の就業が遅れ失業することを意味したので、終結後ただちに排除することを求めたのである。結局、調停は成功しなかった。⁽⁸⁰⁾ホップウッドは調停を断念し27日にロンドンに戻り、ストライキは月末まで続行することになった。この時点で、カーディフの資本家レーウィスがストライキを終結すべく介入する。レーウィスはベルとホームズ、それに T. V. R. 副会長で組合に親知的なラッセル・リーとの四者会合を非公式にもち、妥結の方向を探り、8月30日深夜、締結条件の合意にこぎつけた。闘争委員会では、会社提案に対し、8対8の投票となり、議長が提案受け入れに賛成して決着したのである。⁽⁸¹⁾

T. V. R. は、すでに8月23日にストライキ通告なしに、あるいは不備な通告でストライキに入った者208名を雇用契約違反として法的訴訟を起こしていたが、8月30日高等裁判所が会社側の主張を全面的に認める判決をしたこと、⁽⁸²⁾組合がスト終結に向かった一つの要因になった。

締結の条件は、第一に、T. V. R. は1カ月以内にストライキ参加者全員を復職させること、第二に、エウイントンの配転問題の調停を商工会議所に委任すること、第三に、従業員の年金等の権利を保障すること、第四に、ストライキ参加者に対する法的措置を止めること、であった。こうし

注 (78) *Royal Commission on Trade Disputes*, Parliamentary Paper, 1906, vol. LVI, Q. 1061, cited in Bagwell, *op. cit.*, p. 218.

(79) *The Times*, August 24, 1900.

(80) Men's Committee Minute Book, August 27, 1900.

(81) *Ibid.*, August 30, 1900.

(82) Writ of Summons in the High Court of Justice Queen's Bench Division, brought by TVR claiming injunction to stop ASRS picketing TVR workmen, August 23, 1900.

て、9月1日には、ストは解除され、通常の列車の操業が回復した。結局、労働組合は要求を実現できないままストライキを終結せざるをえなかったのである。

終結の条件として、もし可能ならば、仲裁委員会をその年の10月末日までに設置することができるとされたが、ビーリーは、「経営を外部の組織に委すことはできない」と強く反対し、結局設置されるに至らなかった。また、会社側はスト破りをストライキ終結後ただちに排除するかのごとく約束したが、翌1901年2月になっても、スト破りとして導入されたもののうち76名がいぜんとして就業していた⁽⁸⁴⁾。

では、11日間にわたるストライキは組合財政にいかなる負担をもたらしたのであろうか。組合はストライキ中は組合員に組合基金から「ストライキ・ペイ」を支給しており、その支給基準は13支部ともほぼ同一であった。いま、アバデア支部の例をみてみると、「ストライキ・ペイ」は8月26日と終結した9月1日の2回支払われ、1回、1人当たり£10、子供の数1人につき£1増であった。9月1日のばあいは71名に対し支払われ、同支部の合計額は£83 9sであった。その他ピケット参加者には「ピケット・ペイ」が、同じく8月26日と9月1日の2回、1人当たり3s~4sずつ支払われた。支払われたものは92名(9月1日)で、合計額は£32 7s 6dとなっている。その他集会のポスター費用などの雑費£17 6s 9dを含めて、アバデア支部のストライキ中の支出の合計は£135 7s 3dである。最も全額の支出をした支部はカーディフの£590 12s⁽⁸⁵⁾であるが、13支部の総計は£2,014となり、その他の費用を含めると£2,614の支出となっている。

しかし、最大の財政問題は T. V. R. による損害賠償請求であった。1900年12月25日、ストライキがもたらした損害として、£24,620の賠償を組合側に提示したのである。この賠償請求を認める判決を下したところから、A. S. R. S の労働者は次の運動の段階に入る。(続)

(1986年10月22日脱稿)

(経済学部教授)

注 (83) T. V. R. Board Minutes, November 6, 1900, cited in Bagwell, *op. cit.*, p. 222.

(84) *Railway News*, February 16, 1901.

(85) Taff Vale Strike account, summary; Accounts, paysheets, and vouchers for strike pay, picket.ng pay, and incidentals paid in Aberdare.